

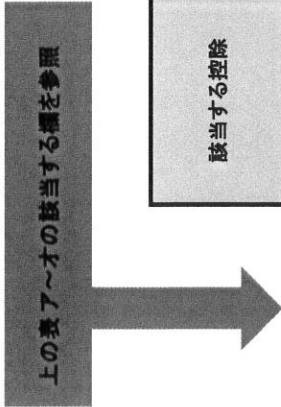
【参考】年末調整作業内容一覧表

職員からの申告によるもの(平成30年12月21日に在職している職員が年末調整の対象)		事務担当者対応		
区分	内 容	記入・提出する書類	添付する書類	紙報告 システム
本人	氏名、住所等を記入	①扶養控除等(異動)申告書 【年末調整対象職員全員】	なし	なし ◎修正1・4(住民票上の住所を入力)
	本人が障害者、寡婦・寡夫に該当			(A)年末調整報告書1
	生命保険等の支払いがある			
	地震保険を支払った			(A)年末調整報告書1
	給与控除以外の社会保険(年金、健康保険料)を支払った 注意・臨時的任用職員 ・再任用職員	③保険料控除申告書	支払証明書 (※団体保険は不要) (※国民健康保険等は不要)	(C)年末調整に係る住宅借入金等報告書
	個人型確定拠出年金(iDeCo)を支払った			(A)年末調整報告書1 【該当者のみ】 (C)年末調整に係る住宅借入金等報告書
	家を購入し、控除2年目以降になる	④住宅借入金等特別控除申告書	住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書	(D)年末調整前職報告書 (A)年末調整報告書1
家族	平成30年1月～に県費職員以外の期間があった	なし	前職の源泉徴収票	(E)年末調整に係る調整報告書
	生計を一にする配偶者があり、所得見 積額が123万円以下 (給与収入のみであれば201万6千円 未満)	②配偶者控除等申告書 ↓ 【該当者のみ】 ①扶養控除等(異動)申告書	なし	◎扶養親族報告 ※修正1・4の「所得税申告区分」 は、11月給与報告以降は、 「年末調整報告書1」が優先して 上書きされるため、新番職員以外 は不要。
	16歳以上(平成15年1月1日以前生まれ)の 扶養親族がいる (※所得見積額38万円以下)	①扶養控除等(異動)申告書		(A)年末調整報告書1 (B)扶養親族数報告書 (※外字・システムで報告できない 場合のみ)
	16歳未満(平成15年1月2日以降生まれ)の 年少扶養親族がいる			
	家族の生命保険料等を支払っている 家族の年金・健康保険料等を支払っている	③保険料控除申告書	保険料支払証明書 (不要の場合あり 例:国保)	(A)年末調整報告書1 なし

【参考】配偶者に関する控除と処理の関係について

配偶者の合計所得金額			
所得者の合計所得金額	①、② (0～38万円)	③ (38万円超85万円以下)	④ (85万円超～123万円以下)
A 900万円以下	ア	ウ	
B、C 900万円超～ 1,000万円以下	イ	エ	
1,000万円超	オ		

※ ABCは配偶者控除等申告書の区分Ⅰ、①②③④は配偶者控除等申告書の区分Ⅱと対応



	該当する控除	扶養控除等(異動)申告書		配偶者等控除 申告書	年末調整報告書1			
		A 源泉控除対象配偶者	C 障害者・寡婦・寡夫又は勤労学生		「控対配」欄 (20・21カラム)	「障害者」欄 (26～28カラム)	「配偶者の合計 所得金額」欄 (31～37カラム)	「本人合計所得 金額区分」欄 (38カラム)
ア	源泉控除対象配偶者 及び 配偶者控除	記入する	「障害者」「特別障害者」 「同居特別障害者」に 該当する場合は計上する	提出する	1を記入 (20か21カラム)	該当する場合は 計上	記入する	記入する (A～DまたはZ)
イ	配偶者控除	記入しない	「障害者」「特別障害者」 「同居特別障害者」に 該当する場合は計上する	提出する	1を記入 (20か21カラム)	該当する場合は 計上	記入する	記入する (A～DまたはZ)
ウ	源泉控除対象配偶者 及び 配偶者特別控除	記入する	計上しない	提出する	0を記入	計上しない	記入する	記入する (A～DまたはZ)
エ	配偶者特別控除	記入しない	計上しない	提出する	0を記入	計上しない	記入する	記入する (A～DまたはZ)
オ	なし	記入しない	「障害者」「特別障害者」 「同居特別障害者」に 該当する場合は計上する	提出しない	0を記入	該当する場合は 計上	記入しない	記入しない

■平成30年分 年末調整チェックリスト(学校事務職員用)《申告書》

(1) 扶養控除等(異動) 申告書			
☐ 年末調整対象者全員のものが揃っているか ☐ 年の中途での扶養親族等の異動が記載されているか 例: 年途中で { 結婚し、配偶者を扶養することとなった 子供が生まれ、扶養親族が増えた 扶養親族が就職し、扶養親族でなくなった 等			

(3) 保険料控除申告書

●全般

- ☐ 学校宛の団体生命「生命保険料控除証明書」「配当金内訳書」などと相違がないか
- ☐ 団体生命は、申告書の余白に「**五**」、「給与の支払者の確認印」(校長印)押印
- ☐ 団体生命以外は、職員の申告を確認できる**証明書**を添付
(旧生命保険料の支払いが9,000円未満の場合は証明書不要)
- ☐ 「給与支払者の法人(個人)番号」欄は記載不要

●生命保険料控除

【保険料】

- ☐ 1年分の保険料か(発行日までの支払済保険料額ではない。)
- ☐ 配当金・剰余金・割戻金等は保険料から控除されているか
- ☐ 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」が正しく記入されているか
- ・一般の生命保険…いわゆる「生命保険」
 - ・個人年金保険…生命保険のうち、「年金を給付する定めのあるもの」

【生命保険料控除額】

- ☐ 「①一般の生命保険料」、「②介護医療保険料」、「③個人年金保険料」の控除額欄に、計算した金額が誤りなく記載されているか
- ☐ ①～③の合計が正しく記入されているか(限度額12万円)

区 分	支払った保険料等の額	控 除 額
計算式Ⅰ (新生命保険料、 介護医療保険料、 新個人年金保険料)	20,000円以下	支払った保険料等の全額
	20,001円から40,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/2+10,000円
	40,001円から80,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/4+20,000円
	80,001円以上	一律 40,000円
計算式Ⅱ (旧生命保険料、 旧個人年金保険料)	25,000円以下	支払った保険料等の全額
	25,001円から50,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/2+12,500円
	50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/4+25,000円
	100,001円以上	一律 50,000円

※控除額の計算において1円未満の端数があるときは切り上げる。

●地震保険料控除

【保険料】

- ☐ 「地震保険料」と「旧長期損害保険料」が正しく記入されているか
- ・地震保険料
本人等が所有居住している家屋等に、地震等による損害を対象として本人自身が支払った保険料。
 - ・旧長期損害保険料
保険期間が10年以上で、満期返戻金の支払われるもの。ただし、H18.12.31までに締結した契約で、H19.1.1.以後に契約の変更をしていないものに限る。

【地震保険料控除額】

- ☐ 地震・旧長期の計算した金額が誤りなく記載されているか(限度額5万円)

区 分	支払った保険料等の額	控 除 額
①「地震保険料」のみの 損害保険契約等	—	支払った地震保険料の合計額(上限5万円)
②「旧長期損害保険」の みの損害保険契約等	旧長期損害保険料 の金額の合計額	1万円以下 その合計額
		1万円超 2万円以下 支払った保険料等の合計額×1/2+5,000円
		2万円超 15,000円
①と②がある場合	①と②それぞれ計算 した金額の合計額	5万円以下 その合計額
		5万円超 (①+②の合計で上限)5万円

※1つの損害保険契約等が、地震保険と旧長期のいずれの契約区分にも該当する場合は、本人の選択によりどちらか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算する。

※控除額の計算において1円未満の端数があるときは切り上げる。

●社会保険料控除

- ☐ 職員が支払った社会保険料(職員と生計を一にする親族が負担すべきものを含む)のうち、国民年金保険料等については、年金事務所等が発行した**証明書**類が添付されているか

●小規模企業共済等掛金控除

- ☐ 個人型確定拠出年金(iDeCo)の控除を受ける職員がいる場合、金融機関等が発行した**証明書**が提出されているか
(検収会の時に確認書類として必要) ※ 控除額は「住宅借入金等報告書」に記入する

(4) 住宅借入金等特別控除申告書	
☐	金融機関等が発行した「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」 原本 の添付
☐	申告書のマイナンバー欄の記入は不要。記載されていた場合はマスキングをする
(5) 年末調整前職報告書	
●該当職員	
☐	平成30年中に県以外から給与を支給されていた職員(市教委等含む)
☐	平成30年中に県任用の非常勤講師等だった期間がある職員
●全般	
☐	前職が2つ以上ある場合は、金額は合算し前勤務先名は1つのみ記入
☐	前職にかかる源泉徴収票(原本)を提出してもらい、収入等を確認したか
☐	源泉徴収票(原本)は必ず提出(検収会の時に確認用書類として必要)

■平成30年分 年末調整チェックリスト(学校事務職員用)《報告書》

(1) 年末調整報告書 1

- ☐ 報告書1枚目の右上余白に「朱書きで総件数」を記入したか
- ☐ 各報告書ごとに右下の「○枚中○枚目」を記入したか
- ☐ 住民税関係124カラムの「未成年(本人)」欄について
成人は「0」、未成年(H11.1.3以降生まれ)は「1」を記入する
- ☐ プレプリントされていない年末調整報告書1を使用する場合
下図のように手書きでカード No.「K31」と記入し、所属所コードのゴム印を押印してください。

		所属所名・所属所コード							
カード		1	2	3	4	5	6	7	8
					■■中学校				
NO		K	3	1	0	0	A	△	△

必ず記入

- ☐ 退職(予定)職員の報告をする場合
 - ①11月30日までに退職(死亡退職を含む)
→ 氏名・職番・住民税欄を二線抹消
 - ②12月1日～20日(給与支給日の前日)に退職
→ 17カラムに「1」を記入し
住民税関係(124カラム)も記入
- ☐ プレプリントされていない職員は手書きで記入したか
 - ・ 所得税申告区分を記入
 - ・ 摘要欄に発令事由・任期を記入
- ☐ 12月21日(給与支給日)に所属していない職員がプレプリントされている場合、該当職員の行を二線抹消したか
※「年末調整」欄(17カラム)には何も記入しないこと
- ☐ 所得税申告区分は、各申告書の内容と一致しているか(18～29カラム)
- ☐ 16歳未満の年少扶養親族について、記入もれはないか(29カラム)
- ☐ 控除額を記入する欄と、保険料額を入力する欄について、混同がないか
- ☐ 各控除の金額について、転記誤りはないか
- ☐ 住宅取得等特別控除該当者がいる場合、住宅の居住開始年月日(118～123カラム)は記入したか
- ☐ 年の中途採用者について、採用年月(127～130カラム)及び摘要欄に記入したか

「摘要」に
「退職日・事由」
を記入する。

●平成30年度からの変更点について

- ☐ 配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける職員について、「配偶者の合計所得金額」(31～37カラム)を記入したか
・配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除の適用を受ける者も必ず記入する
- ☐ 配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける職員について、「本人合計所得金額区分」(38カラム)を記入したか

本人の所得金額区分	区分コード
900万円以下	A
900万円超 950万円以下	B
950万円超 1000万円以下	C
1000万円超	D
給与所得のみ(前職含む)	Z

給与所得＋他の所得がある場合は「A～D」を選択
・H30.3.31に退職し、退職手当を受給した再任用職員
・給与の他に不動産所得のある職員 等

給与所得のみの場合は「Z」を記入
(前職報告分を含め、電算処理の段階で所得金額が自動計算されるため)

(2) 年末調整前職報告書 (該当者のみ)			
●該当職員			
☐	平成30年1～12月に、他の民間会社等で働いていた		
☐	平成30年1～12月に、市町村教育委員会等で働いていた		
☐	平成30年1～12月に、埼玉県等の非常勤職員として働いていた		
☐	平成30年1～12月に、現在と異なる職員番号で支給された給与、産休育休連絡引継賃金があった		
●全般			
☐	前職が2つ以上ある場合は、金額は合算し前勤務先名は1つのみ(7文字まで)記入		
☐	前職に係る源泉徴収票を提出してもらい、収入等を確認したか ※ 源泉徴収票原本が間に合わない場合は、後日必ず原本を提出させ、確認後各種控除申告書の裏面に添付する。		
(3) 年末調整に係る調整報告書 (該当者のみ)			
☐	福利課から共済・互助会掛金の直接払込や還付を受けた場合で「年末調整用確認リスト」にデータが反映されていないとき →提出する		
(4) 扶養親族数報告書 (該当者のみ)			
☐	扶養親族の氏名に外字が含まれている場合、システム接続ができない場合 →提出する		
☐	年少扶養親族を含めた、全ての扶養親族を記載しているか(上書きされるため、該当者のみではなく全員)		
(5) 年末調整に係る住宅借入金等報告書 (該当者のみ)			
☐	個人型確定拠出年金(iDeCo)の控除を受ける職員がいる場合、「小規模企業共済掛金」欄(47～52カラム)に記入したか		
☐	住宅借入金等特別控除について、 2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合 または、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合 ないし、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けている場合 →提出する 【住宅借入金等特別控除の報告方法】		
	ケース	使用報告書	報告項目
	住宅借入金等特別控除における居住開始年月日が1つの場合	年末調整報告書1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合	年末調整報告書1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
		年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1、 居住開始年月日2
	特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を1つ受けている場合	年末調整報告書1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
		年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1
	特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を2つ受けている場合	年末調整報告書1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
		年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1、 居住開始年月日2
	認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用を受けている場合	年末調整報告書1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
		年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1